

# 民間宅地開発事業奨励金支給制度

分譲宅地の開発事業者に

**奨励金**を支給します。!!

## 基本分

下水有 20万円 / 区画  
下水無 15万円 / 区画

+

## 加算分

埋蔵文化財本調査実施  
25万円 / 事業  
道水路寄附分  
2,000円 / m<sup>2</sup>  
配水管寄附分  
2万円 / m



## 助成対象（上限450万円）

- ・ 1区画200m<sup>2</sup>以上の区画
- ・ 埋蔵文化財の本調査を実施した場合（50万円を超えた場合）
- ・ 開発事業に関連して整備し、韮崎市へ寄附された道水路
- ・ 開発事業に関連して整備し、韮崎市へ寄附された配水管のうち開発区域外かつ口径75mm以上の配水管

## 助成対象要件

- ① 都市計画法に規定する都市計画区域内の土地  
（韮崎町、藤井町、神山町、旭町、大草町、龍岡町）
- ② 開発面積が1,000m<sup>2</sup>以上
- ③ 令和2年4月1日以降に都市計画法等に規定する許可申請等を行った事業
- ④ 都市計画法等に規定する検査済証等の交付を受けた事業

市では、売却を検討している土地所有者の情報を把握していますので、開発を検討している方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

韮崎市役所 財務政策課 政策調整担当 **0551-45-9223**

韮崎市水神1-3-1 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）